

(別紙1)

生産活動活性化支援事業実施要領

第1 事業の目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響を踏まえ、生産活動が停滞し減収となっている就労継続支援事業所に対し、その再起に向けて必要な費用を支援し、利用者の賃金・工賃の確保を図る。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10に規定する就労継続支援A型又は就労継続支援B型を行う事業者（個人を除く。）（以下「事業者」という。）とする。

第3 事業の内容

(1) 対象となる事業所

対象となる事業所は、次のアからウのいずれの要件にも該当する県内の就労継続支援B型事業所（ただし、他の経営支援策（※1）を受けている場合は除く）であって、「申請様式」（別紙1）により生産活動収支の状況を報告した事業所とする。

なお、当該要件をいずれも満たす県内の就労継続支援A型事業所については、対象に加えても差し支えない。

ア 申請月（下記3（1）にある申請を行った月のことをいう。）において1人以上の利用者に対して障害福祉サービスを提供していること

イ 平成30年4月10日付障発0410第1号「「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」の一部改正について」記1（5）にある（報告対象年度分の）工賃実績を都道府県等に報告していること

ウ 次の（i）又は（ii）の要件に該当すること

（i） 令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、1ヶ月の生産活動収入が前年同月比で50%以上減少した月（※2、※3）（以下「対象月」という。）があること

（ii） 令和2年1月以降、連続する3ヶ月の生産活動収入が前年同期比で30%以上減少した期間（※4、※5）（以下「対象期間」という。）があること

- ※1 持続化給付金、持続化補助金（小規模事業者持続化補助金）、家賃支援給付金その他本事業と支援内容が重複すると岐阜県知事が認める国の支援策のことをいう。
- ※2 事業開始後最初の生産活動収入が平成31年1月から令和元年12月の間に発生した事業所にあつては、当該月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入と比べて50%以上減少した月のことをいう。
- ※3 事業開始後最初の生産活動収入が令和2年1月から令和2年3月の間に発生した事業所にあつては、令和2年4月以降の1ヶ月の生産活動収入が、事業開始後最初の生産活動収入が発生した月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入と比べて50%減少した月のことをいう。
- ※4 事業開始後最初の生産活動収入が平成31年1月から令和元年12月の間に発生した事業所にあつては、当該月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額と比べて30%以上減少した期間のことをいう。
- ※5 事業開始後最初の生産活動収入が令和2年1月から令和2年3月の間に発生した事業所にあつては、令和2年4月以降の連続する3ヶ月の生産活動収入が、事業開始後最初の生産活動収入が発生した月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額と比べて30%減少した期間のことをいう。

(2) 対象となる費用

補助の対象となる費用は、次に例示する費用など、生産活動の実施に必要な経費であつて、その存続、再起に向けて、就労支援事業会計（「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」の一部改正について（平成25年1月15日付社援発0115第1号厚生労働省社会・援護局長通知）別紙に示す会計処理のことをいう。）から支出すべき費用とする。

- ア 生産活動を存続させるために必要となる固定経費等の支出に要する費用
- イ 生産活動の再稼働等にかかる設備整備のメンテナンス等に要する費用
- ウ 通信販売、宅配、ホームページ制作等新たな販路拡大等に要する費用
- エ 新たな生産活動への転換等に要する費用
- オ 在庫調整等に要する費用や風評被害への対応等に係る広報活動に要する費用
- カ その他生産活動の再起に向けて必要と認められる費用

(3) 補助額

補助額は、次の基準額と「申請様式」(別紙1)による事業所からの申請額とを比較して低い方の額の範囲内で岐阜県知事が必要と認めた額とする。ただし、複数の事業所を運営する法人においては、1法人あたりの上限を200万円とする。

[基準額]

以下の算出式による算出額に応じ、下表のとおりとする。

【算出式】

(1) ウ(i)に該当する事業所の場合)

直前の事業年度の年間生産活動収入(※6) - (対象月の生産活動収入 × 12)

(1) ウ(ii)に該当する事業所の場合)

直前の事業年度の年間生産活動収入(※7) - [(対象期間の生産活動収入 ÷ 3) × 12]

※6 ※2に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額、※3に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和2年3月の月平均の生産活動収入に12を乗じた額

※7 ※4に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額、※5に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和2年3月の月平均の生産活動収入に12を乗じた額

算出額	基準額
50万円以上	50万円
50万円未満	当該算出額

第4 留意事項

(1) 補助の申請手続

- ア 経費の補助を受けようとする事業所は、県に対してその旨の申請を行う。
- イ 複数の就労継続支援事業所を有する法人にあつては、一括して申請することができる。
- ウ 感染症の拡大を防ぐ観点から、申請方法は、申請書類の郵送又は電子メール等を基本とする。

(2) 実績の報告

補助を受けた事業所は、補助を受けた日以降令和3年3月末日までに「実績報告様式」(別紙2)により実績を報告すること。